

米原市人権施策基本方針



「人権」とは、私たち一人ひとりが幸せに生きる権利であり、全ての人が生まれながらに持っているものです。

しかしながら、部落差別(同和問題)をはじめ、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人、生活困難者等に関わる人権問題が依然として存在しています。また、かつては人権問題とみなされなかった犯罪被害者や性的マイノリティなどが抱える問題、そして、インターネットによる人権侵害や新型コロナウィルス感染症等の感染症に関する人権問題などの新たな人権問題も発生しています。こうした人権侵害が行われることなく、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、米原市人権意識調査の結果や審議会での議論を踏まえ、2009年(平成21年)に米原市人権施策基本方針を策定し、2025年(令和7年)に社会情勢の変化に伴う見直し等のために改訂をしました。



米原市

第Ⅰ章 人権尊重の基本理念 P1~P2

米原市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、平和を大切にするまちを目指しています。実現のために、市民参加と協働のまちづくりを進め、年齢、性別、国籍、障がいの有無など、人々の様々な個性や違いをお互いに尊重し、多様な市民が共生できる地域社会を実現することが求められています。

持続可能な開発目標(SDGs)

国連サミットでは、2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までに持続可能な世界を実現するため、17のゴールが示されました。

この17のゴールは、人権の基礎であり、人権尊重そのものといえます。



第2章 人権意識の高揚を図るための施策について P3~P7

人権意識の高揚を図ることが重要なことから、人権問題を直感的に捉える感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚・意識を十分身に付けることが大切です。そこで、米原市人権教育推進協議会の取組をはじめ、あらゆる場を通じて、人権教育および人権啓発を推進します。

- 1 人権教育の推進:(1)就学前教育 (2)学校教育 (3)社会教育 (4)家庭・地域における教育
- 2 人権啓発の推進:(1)市民啓発 (2)企業啓発 (3)啓発教材の活用

第3章 人権問題における分野ごとの施策について P8~P30

■ 部落差別(同和問題) P8~P9

—課題—

部落差別の問題について正しく理解し、差別や偏見を許さない心を育てる教育・啓発の在り方を検討する必要があります。

—施策の基本方向—

- ・相談体制の充実
- ・同和教育の推進
- ・啓発活動の推進
- ・部落差別の実態把握
- ・えせ同和行為の排除



■ 子どもの人権 P10~P12

—課題—

大人たちが、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、地域社会全体で子どもを守り育む心を涵養することが求められています。

—施策の基本方向—

- ・子どもの人権を守るためにの啓発
- ・就学前保育・学校教育
- ・いじめや虐待防止等への取組
- ・不登校児童生徒支援
- ・子どもの安全を守るネットワークの強化
- ・子どもや保護者の相談体制の充実と周知

■ 女性の人権 P13~P15

—課題—

男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮できる社会の実現が求められています。

—施策の基本方向—

- ・男女平等の意識づくり
- ・男女平等のための教育・学習機会の提供
- ・男女平等の社会づくり
- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・相談体制の充実と周知
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進

■ 高齢者の人権 P16~P17

—課題—

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう地域の包括的な支援等を強化・充実させていくことや多様な雇用・就業機会の確保の取組を進める必要があります。

—施策の基本方向—

- ・認知症高齢者対策の充実
- ・地域包括ケア対策の充実
- ・高齢者の生きがい活動・社会参加の促進
- ・誰もが暮らしやすいまちづくり

■ 障がい者の人権 P18~P20

—課題—

障がい者が地域で孤立することなく、安全で安心な日常生活と充実した社会生活を送ることができる社会の実現が求められています。

—施策の基本方向—

- ・障がいと障がいのある人への理解促進
- ・社会参加の支援と雇用・就業の促進
- ・保健・医療と生活支援の充実
- ・安心して暮らせるまちづくり
- ・相談体制の充実と周知
- ・人権教育・人権啓発の充実

■ 外国人の人権 P21~P23

—課題—

国籍や民族の違いを超えて、互いの文化的差異等を認め合い、対等な関係を築きながら共生できるまちづくりの推進が必要です。

—施策の基本方向—

- ・外国籍市民への生活支援
- ・ボランティア等の育成
- ・多文化共生意識の醸成
- ・災害時の情報提供
- ・外国籍市民の子どもの教育の充実
- ・多文化共生推進プランの策定

■ 生活困難者の人権 P24~P25

—課題—

安心な暮らしを保障するために、生活保護制度の運用だけではなく、前段階での包括的な相談支援体制の構築や自立支援を図ることが求められています。

—施策の基本方向—

- ・生活保護受給者の自立支援
- ・生活困窮者の自立支援
- ・生活困窮者の自立支援に向けた府内外の相談体制の構築

■ 性的マイノリティの人権 P25~P26

—課題—

人と人が共に認め合い、互いに自分らしくいきいきと暮らせるまちを目指すために、性的マイノリティ当事者等への理解増進を図る取組が求められています。

—施策の基本方向—

- ・性の多様性の理解増進に関する教育・啓発の推進
- ・相談体制の充実
- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知



■ その他様々な人権 P27~P30

人権尊重の取組等により、市民の人権意識が高まりを見せる一方で、一層取組が必要な人権課題やこれまでに想定できなかった人権問題が顕在化することが予想されます。そこで、多様性を認め合い、偏見や差別をなくすための施策の推進を図る必要があります。

—その他の人権問題—

- | | | |
|--------------|-------------------------|-------------------|
| ・感染症と人権 | ・刑余者の人権 | ・インターネット等による人権侵害 |
| ・災害と人権 | ・個人のプライバシーの保護 | ・犯罪被害者とその家族の人権 |
| ・ハンセン病元患者の人権 | ・アイヌの人々の人権 | ・職場等における多様なハラスメント |
| ・求職者の人権 | ・新たな人権問題の性質や状況に応じた施策の検討 | |

第4章 その他人権施策を推進するために必要なこと P31~P34

1 推進体制の充実

全庁的組織の「米原市人権尊重のまちづくり推進本部」を中心に、職員研修など人権施策の総合的かつ効果的な推進に努め、各関係機関との連携の下、協力体制を強化し幅広く取組みます。

- (1)市の推進体制
- (2)関係機関との相互連携

2 人権擁護の推進

相談窓口の充実と周知に努めるとともに、被害者救済の対応充実と強化に積極的に取組みます。

- (1)相談窓口の充実
- (2)人権侵害に対する救済

3 基本方針の見直しおよび進捗状況の評価

社会情勢の変化等を勘案し、基本方針の見直しを行うとともに、全ての人権分野における実態把握(実態調査)の実施や関係部局が実施した人権施策の進捗状況の評価を行います。

※記載のページ番号は本編に記載があるページ数です。

～一緒に考えてみよう～

ケース1 外国人の人権

市内には様々な国にルーツをもつ市民がおられ、生まれた国や育った環境によって言葉や文化、習慣に違いがあります。

お互いの違いを認め合い、地域や社会で共に生きていく多文化共生のまちにするため、何ができるでしょうか。

たとえば…

困っている人がいたら、声をかける



ケース2 女性の人権

2022年度実施の人権意識調査の結果では、市民の約3人に1人が「男は男らしく、女は女らしく育てるべき」という考え方方に肯定的です。

「男だから、女だから」と性別だけで立場や役割を決めつけていませんか。

たとえば…

自分自身決めつけた見方をしていないかチェックをする



ケース3 インターネットによる人権侵害

インターネットの普及により、インターネットやSNSを利用した誹謗中傷など個人や集団にとって有害な情報が流れていることがあります。

自分が加害者にならないために、情報を発信するときのルールやマナーなどについて十分理解して使用していますか。

たとえば…

人権侵害にあたらぬいか、書き込む前によく考える



米原市公式ウェブサイトでは、米原市人権施策基本方針、米原市人権意識調査の結果、相談できる連絡先を見ることができます。

米原市
人権施策基本方針



人権意識調査
(2022年)



人権相談

まずはご相談ください



※スマートフォン・タブレット等で二次元コードを読み取るとそれぞれのページに行くことができます。

米原市人権施策基本方針【概要版】令和7年(2025年)12月

発行 米原市総務部人権政策課

〒521-8501 米原市米原 1016 番地

電話 0749(53)5167 FAX 0749(53)5148 E-mail jinsui@city.maibara.lg.jp